

令和5年監査基本計画

令和4年11月24日
監査委員決定
令和5年3月2日
一部変更

1 都政をめぐる状況と監査

現在、都は、長期化する新型コロナウイルス感染症の影響の下、感染症拡大防止と社会経済活動の回復との両立を推進するとともに、激甚化する自然災害への対応、脱炭素化の加速など、持続可能な都市の実現に向け、取組を進めている。

また、東京2020大会における数々の取組を都市のレガシーへと発展させつつ、デジタルの力を活用し、都民生活の豊かさや生産性向上へとつなげる施策を展開しており、今、都政は大きな転換期を迎えている。

こうした状況の中、都政の重要課題を踏まえた監査を行うことで、監査に課された使命を着実に果たし、都民の信頼に応えていく。

2 基本方針

- (1) 都の事務や事業について、合規性はもとより、その成果や効果等を分析し、経済性、効率性、有効性の観点から、都民の視点に立った検証を行う。
- (2) 都の事業におけるリスクの評価を適切に行い、リスクの重要度を踏まえた上で監査の重点化を図り、効率的かつ効果的な監査を実施する。
- (3) 各種の監査等が相互に有機的に連携して行われるよう調整し、都の事務及び事業を横断的・多角的に検証するとともに、事務部門と技術部門とが相互に協力することにより、相乗効果の高い監査を実施する。
- (4) デジタル技術を活用し、監査事務を効率化するとともに、データ分析手法を監査対象の選定に活用するなど監査の質の向上を図る。
- (5) 必要に応じて監査専門委員を活用し、監査の専門性の向上と効率化を図る。
- (6) 監査結果の報告について、図や表を活用し、都民に一層わかりやすく表記することはもとより、様々な媒体を用いて効果的に発信することにより、都政に対する都民の信頼確保に寄与する。
- (7) 監査結果及び各局等が行う改善措置について、庁内へのフィードバックを行い、

内部統制の充実強化を促し、ミス等の再発防止を図るとともに、事務の効率化や都民サービスの向上を促す。

(8) 新型コロナウイルス感染症の感染状況及び都における対応状況等を踏まえ、監査の実施を柔軟に見直し、必要な監査等を適切に実施する。

3 各監査の実施概要

(1) 定例監査

ア 重点監査事項

都政の転換期にある令和5年は、都民生活の豊かさや東京の持続的成長を目指し、次なるステージに向けて展開している都の様々な施策を含め、監査対象局の事業の特性、社会経済状況や事業執行上のリスクを考慮して、局ごとに時宜に適ったテーマを選定する。

イ その他留意事項

都の事務・事業の監査に必要な場合、財政援助団体等が都の事務及び事業を都と一体として行っている業務についても監査する。

(2) 工事監査

ア 重点監査事項

首都東京の持続的発展を支え、都民の生活や産業の基盤となるインフラは、様々な行政サービスを提供する拠点として、都民の生活を豊かにし、経済活動を活性化させる都民の貴重な財産である。

一方、引き続きコロナ禍での設計・工事においては、対面での会議や現場へ赴く頻度が依然として高くないことから、設計や施工の条件に関する整理・把握・確認に加え、現場での調査・立会いなどが不十分となる可能性がある。

そのため、令和5年は、工事の有効性の観点から、図面や特記仕様書等の設計図書や基準類、現場状況等に基づいた具体的な工法など、施工段階において必要となる「施工条件」を重点監査事項に設定し、工事目的物が所定の性能を確保できるよう工事が適正・適切に行われているかに着目し、各局を統一的、横断的に監査する。

イ その他留意事項

(ア) 案件ごとに、契約金額が高額なもの、設計変更したもの、特殊な製品・工法を使用したものなど、リスクの重要度に着目し、案件を抽出する。

(イ) 長期間にわたる大規模工事等については、計画決定を踏まえて、事業の要

件や期間などが計画どおりに適正に行われているかを確認する。

(3) 財政援助団体等監査

補助金等交付団体、出資団体等に対する都の関与の度合い、財政援助の金額の大きさ等による監査の必要性、例年の実施団体数等を総合的に勘案し、実施団体を選定し、監査を実施する。

また、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会に対する監査を継続して行う。

(4) 行政監査

都の特定の事務や事業を対象として、社会経済状況や事業執行上のリスクを考慮して、時宜に適ったテーマを選定し、監査を実施する。

(5) 決算審査、基金運用状況審査、例月出納検査、健全化判断比率等審査

各監査及び検査は、各監査の結果などを有機的に連携させ、効率的かつ効果的に実施する。

(6) 住民監査請求

公平・公正な審査及び監査を行うため、専門性が高い監査請求に対しては、外部専門家を活用するなど、住民監査請求に的確に対応する。

(7) 内部統制評価報告書審査

内部統制評価報告書について、これまでの監査で得られた知見に基づき、内部統制の評価手続及び重大な不備の判断が適切に行われているか審査する。

(8) その他

環境等の変化又は本計画に影響を与えるような事象があった場合、必要に応じて、監査実施体制の変更等を行う。

4 各監査等の実施期間及び報告・公表時期

監査種別	実施期間	報告・公表時期
定例監査	令和5年1月 ～令和5年9月	令和5年9月
工事監査	令和5年1月 ～令和6年1月	令和6年2月
財政援助団体等監査	令和5年9月 ～令和6年1月	令和6年2月
財政援助団体等監査 (公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会)	令和2年12月 ～監査終了	監査終了後
行政監査	令和5年9月 ～令和6年1月	令和6年2月
各会計歳入歳出決算審査 (基金運用状況審査を含む。)	令和5年7月 ～令和5年9月	令和5年9月
公営企業各会計決算審査	令和5年6月 ～令和5年9月	令和5年9月
例月出納検査	令和5年1月 ～令和5年12月	令和5年6月、9月、12月 及び令和6年2月
健全化判断比率等審査	令和5年7月 ～令和5年9月	令和5年9月
内部統制評価報告書審査	令和5年7月 ～令和5年9月	令和5年9月
住民監査請求	随時	随時
監査結果に基づき知事等が講じた措置		令和5年6月、12月